

●香川県選挙管理委員会告示第38号

平成30年3月29日付けで三豊市三野町大見甲4285番地1の三谷正史から提起された平成30年1月28日執行の三豊市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、平成30年6月1日のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

平成30年6月1日

香川県選挙管理委員会委員長 白井 敏雅
裁 決 書

香川県三豊市三野町大見甲4285番地1

審査申立人 三谷 正史

岡山県岡山市北区南方1丁目7番21号

SUMIKAビル2階みどり法律事務所

審査申立人代理人弁護士 火矢 悅治

審査申立人代理人弁護士 田中 将之

審査申立人代理人弁護士 安田 祐介

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、平成30年3月29日付けで提起された同年1月28日執行の三豊市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、香川県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力について、同年2月9日三豊市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し異議の申出をしたところ、市委員会は同年3月15日付けでこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、市委員会の決定を取り消し、本件選挙における当選人三宅静雄の当選を無効とする旨の裁決を求めるというものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 無効投票として処理されている投票の中に「三谷つよし」と記載された投票があったが、これは三谷正史候補（通称「三谷まさし」。以下「三谷まさし候補」という。）と横山強候補（通称「横山つよし」。以下「横山つよし候補」という。）の氏と名を混記したもので「いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い」というよりも、氏の全て及び名の後1字が三谷まさし候補の氏名に合致する以上、三谷まさし候補の「氏名にもっとも近い記載のもの」というほかなく、三谷まさし候補への有効票として処理されるべきものである。
- 2 有効投票とされている三宅静雄候補（通称「三宅しずお」。以下「三宅しずお候補」という。）への投票がすべて有効投票であるか疑義がある。疑わしい投票については、その内容を明らかにしたうえで有効、無効の判断が必要であるが、原決定では、係る手続きを経ないまま、「他の候補者票は混入していないことを確認した」と結論のみ示されたことは不服である。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを受理し、市委員会に対して弁明書の提出を求め、申立人から反論書を徴したうえ、申立人の口頭による意見を聴取するとともに、市委員会が保管する本件選挙の全投

票の提出を求め、職権で開披点検を行い、慎重に審理した。

1 投票の開披点検に当たっては、本件における当選人と落選人の得票数の差等を考慮し、詫問政司候補（通称「たくまさし」。以下「たくまさし候補」という。）、三宅しづお候補及び三谷まさし候補（以下「関係候補者」という。）の有効投票、たくまさし候補及び三谷まさし候補の按分投票並びに無効として処理された投票を中心に、関係候補者以外の候補者の有効投票及び按分投票については、関係候補者の有効投票とすべき投票の混入の有無に重点をおいて点検を行ったが、その結果は次のとおりである。

- (1) 本件選挙の選挙会（以下「選挙会」という。）における各候補者別の得票数及び無効投票数についての決定は、選挙録記載のとおりであることを確認した。
 - (2) 関係候補者以外の候補者の有効投票及び関係候補者以外の候補者の按分投票の中に、関係候補者の有効投票とすべき投票の混入は認められなかった。
 - (3) 選挙会において無効投票とされた投票の中に、申立人が三谷まさし候補の有効投票であると主張する別記1の投票の存在を確認した。
 - (4) 同じく無効投票と決定された投票の中に関係候補者の得票数に異動を生じる可能性があると考えられる投票その他検討を要すると考えられる投票として、別記2の投票が存在した。なお、別記1及び別記2を除く無効投票と決定された投票については、市委員会の決定のとおり、無効と解する。
 - (5) 三宅しづお候補の有効投票と決定された投票の中に関係候補者の得票数に異動を生じる可能性があると考えられる投票として、別記3の投票が存在した。なお、別記3を除く三宅しづお候補の有効投票と決定された投票については、市委員会の決定に誤りはないものと解する。
 - (6) 三谷まさし候補及びたくまさし候補の有効投票と決定された投票並びに三谷まさし候補及びたくまさし候補の按分投票の中に関係候補者の得票数に異動を生じる可能性があると考えられる投票は存在しなかった。よって、これらの投票については、市委員会の決定に誤りはないものと解する。
- 2 投票の効力の決定に当たっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第67条において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするにしなければならない。」と規定しており、その選挙人の意思の判断に当たっては、「候補者制度を探る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきである。」（最高裁判所昭和31年2月3日判決）と解されている。

また、1人の候補者の氏と他の候補者の名で構成されている投票の効力については、「特段の事由によるものを除き、選挙人は、1人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を2人の候補者氏名を混記したものとして無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は、いずれか一方の氏名にもっとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」（最高裁判所昭和32年9月20日判決、同旨東京高等裁判所平成23年12月8日判決）と解されている。

一方、いわゆる他事記載については、法第68条第1項第6号により無効とされているが、「他事

記載を無効とする趣旨は、投票の記載が投票者の何人であるか推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、この他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であって、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載には当たらないもの」（仙台高等裁判所昭和63年6月30日判決）と解されている。

以上の観点から、別記1から別記3までの投票の効力について検討を行う。

(1) 別記1について

この投票の氏は三谷まさし候補の氏と一致し、名の「つよし」は横山つよし候補の名と一致している。両氏の氏である「三谷（みたに）」と「横山（よこやま）」には類似性が認められない。一方、名である「まさし（正史）」と「つよし（強）」について、申立人は後1字が一致することをもって、この投票が三谷まさし候補の「氏名にもっとも近い記載のもの」とあると主張する。

しかし、投票用紙に記載された「つよし」と三谷まさし候補の名である「まさし」は、後1字が一致するに過ぎず、名の前2字については母音や五十音行が異なり類似性がなく、また、本件選挙において他に横山つよし候補が存在する以上、この投票が直ちに三谷まさし候補への投票であるとは断じ難く、むしろ三谷まさし候補、横山つよし候補のいずれの氏名を記載したか全く判断し難く、両候補の氏及び名を混記したものというべきである。すなわち、本件判断を、申立人が主張の根拠とする最高裁判所昭和32年9月20日判決（同旨東京高等裁判所平成23年12月8日判決）に当てはめると、当該判決において「投票を2人の候補者氏名を混記したものとして無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべき」とされているところ、この投票はまさに「いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合」に該当し、「2人の候補者氏名を混記したもの」というべきであり、市委員会の判断のとおり、無効と解する。

なお、同最高裁判決は、「石井長三郎」と記載された投票を「石井若三郎」を1文字誤記したものと解するのが相当としているが、これは、「長三郎」と「若三郎」とが1文字違いで類似している名であるからであって、前述のとおり本件の「つよし」と「まさし」が類似しているものとは到底言えないことから、「三谷つよし」と記載された投票が「三谷まさし」を誤記したものと解することはできない。

(2) 別記2について

ア 別記2-1から2-7までについて

これらの投票は、別記1と同様、2人の候補者の氏及び名を混記したもの又は1人の候補者の氏と2人の候補者の名を混記したものとして、無効投票と決定された投票である。

このうち、別記2-1の投票について、この氏の「みたに」は三谷まさし候補の氏と一致し、名の「ひでき」は岩田秀樹候補（通称岩田ひでき。以下「岩田ひでき候補」という。）及び三木秀樹候補（通称なし）の名と一致している。当該3候補の名である「まさし（正史）」と「ひでき（秀樹）」には、類似性が認められない。一方、当該3候補の氏については「みたに（三谷）」と「いわた（岩田）」には類似性が認められないが、「みたに（三谷）」と「みき（三木）」については、両者を漢字で比較した場合には、1字目を同じくしているうえ、2字目の「谷」と「木」がいずれも山林に存在するものであり観念上の共通点があること、また字形

としても比較的画数が少なく左右に大きな扱いがある等の共通点を踏まえると、類似性があると認められる。しかし、この投票は平仮名で氏を「みたに」と記載されたものであることから、この投票を記載した投票者の意識の中に「みたに」という音が思い浮かべられていたと推認するのが合理的であり、三木秀樹候補の氏（みき）を思い浮かべた者が誤って「みたに」と記載してしまったとは考えにくく、三木秀樹候補に投票する意思をもって氏を誤記したとは考えにくい。

以上のことから、この投票は、三谷まさし候補、岩田ひでき候補及び三木秀樹候補のいずれの氏名を記載したか判断し難く、2人又は3人の候補の氏及び名を混記したものというべきであり、市委員会の決定のとおり、無効と解する。

また、別記2-2の投票は田中達也候補（通称田中たつや。以下「田中たつや候補」という。）の氏と三谷まさし候補の名が一致し、別記2-3の投票はたくまさし候補の氏と岩田ひでき候補及び三木秀樹候補の名が一致し、別記2-4の投票はたくまさし候補の氏と湯口新候補（通称湯口しん。以下「湯口しん候補」という。）の名が一致し、別記2-5の投票は田中たつや候補の氏と湯口しん候補の名が一致し、別記2-6及び別記2-7の投票は田中たつや候補の氏と横山つよし候補の名が一致するが、いずれも混記されている当該2候補又は当該3候補の氏と名に類似性が認められないことから、いずれの氏名を記載したか判断し難く、2人又は3人の候補の氏及び名を混記したものというべきであり、市委員会の決定のとおり、無効と解する。

イ 別記2-8について

別記2-8の投票の名は三谷まさし候補及びたくまさし候補の名と一致し、氏の「谷口」はいずれの候補者とも一致しない。もっとも、氏の「谷口」は、三谷候補の2字目である「谷」の字が含まれているが、その「谷」の字の位置が転倒して冒頭にあり、全体として見ると、三谷まさし候補の氏名と著しく近似性を欠くものと言える。また、この投票の氏を「たにぐち」と読むと、たくまさし候補の氏の1字目の読みと一致するものの、全体として見ると、たくまさし候補の氏名とも著しく近似性を欠くものと言える。他に類似性のある候補者も認められないことから、この投票は候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして、市委員会の判断のとおり、無効と解する。

ウ 別記2-9について

この投票の名は三谷まさし候補及びたくまさし候補の名と一致し、氏の「そうま」はいずれの候補者とも一致しない。もっとも、氏の「そうま」は、三谷まさし候補の氏とは全く異なる一方、たくまさし候補の氏とも後1字が一致するに過ぎず、氏の前2字については五十音行が異なり類似性がなく、全体として見ると、たくまさし候補の氏名とも著しく近似性を欠くものと言える。他に類似性のある候補者も認められないことから、この投票は候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして、市委員会の判断のとおり、無効と解する。

エ 別記2-10について

この投票の氏は三宅しずお候補の氏と一致し、名の「進」はいずれの候補者とも一致しない。もっとも、この投票の名を「しん」と読むと、三宅しずお候補の名の1字目と一致する一方、湯口しん候補の名の読みと一致するが、全体として見ると、三宅しずお候補の氏名とも湯口しん候補の氏名とも著しく近似性を欠くことから、この投票は候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして、市委員会の判断のとおり、無効と解する。

オ 別記2-11について

この投票の氏は三宅しずお候補の氏と一致し、名の「ひろし」は、いずれの候補者とも一致しない。三宅しずお候補の名とは全く異なり、他に類似性のある候補者も認められないことから、この投票は候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして、市委員会の判断のとおり、無効と解する。

カ 別記2-12について

この投票は、表面の欄内に「三宅しずお」と記載する一方、裏面の右下部分に「パンのひと」と記載されており、この記載は、法第68条第1項第6号本文に規定されている「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」に該当し、同号ただし書に規定されている「職業、身分、住所又は敬称の類を記載したもの」に該当しないことから、市委員会の判断のとおり、無効と解する。

キ 別記2-13について

この投票は、複写しても全く写らない程度の極めて薄い色素で、かつ、不明瞭な字体ではあるが、表面の欄内に「三宅」と読める文字と、判読不能な線が書かれている。この投票がどのような方法で記載されたもののかは不明であるが、「色素を用いないで、何か硬い先端のとがった物で候補者の氏の跡をつけたにすぎない投票は、候補者の氏名を自書しないものとして無効である。」（広島高裁松江支部昭和35年8月5日判決）とされており、この投票は色素を用いないで記載したものと認められることから、市委員会の判断のとおり、無効と解する。

(3) 別記3について

これらの投票は、三宅しずお候補の有効投票と決定された投票の中に存在し、いずれも候補者の氏名のほか他事を記載したものに当たらないか検討する余地のあるものである。

このうち、別記3-1の投票は、表面の欄内に記載された「三宅しずお」の「三」の右側に、「三」の2画目あたりの高さから3画目あたりの高さにかけて、右肩下がりの方向に4ミリほどの長さで不要な線が引かれている。

ところで、不正確な氏名記載については、「投票の記載文字は常に正確であることは到底期待しえないことであつて、記載された文字が不明確であり、或は正しい文字に比して字画に誤りがあつても選挙人が何人を選挙しようとするかの意思があらわれている場合は、その意思を尊重してこれを有効な投票としなければならない。投票に記載された点、字画等が正確な文字に比した余分なものである場合に若し意識的な記載と認められるならば、無記名投票の趣旨に反する場合もあり得るから、これを無効な投票と判断しなければならぬけれども、これら余分な点、字画等をいたずらに憶測して意識的他事記載と解し、その投票を無効とすることは許されない、而して具体的な点や字画が意識的な他事記載と認めるかどうかは投票そのものについて自由な心証によつて判断すべきことである。」（最高裁判所昭和23年7月13日判決）と解されている。

以上を踏まえてこの不要な線について検討するところ、この不要な線は欄内に記載された「三宅しずお」の「三」の3画目の書き終わりから約4ミリほどの相当近い位置から引かれており、かつ、さほど長い線ではないことから、この不要な線を符号、暗号等の意識的な記載と認めるることは憶測の域を脱しないと言わざるを得ず、むしろ、投票用紙を横置きにした場合、不要な線の角度は、実際に縦書で記載した「三」の一画目に極めて近い角度であることから、横棒を右上がりに書く筆ぐせのある選挙人が、投票用紙を横置きにして「三」の一画目を右上がりに書いた後、投票用紙の書式に気づき、投票用紙を縦置きにして書き直したと推認できることから、三宅しづ

お候補に対する有効な投票と判断した市委員会の決定に誤りはないものと解する。

また、別記3－2の投票は、表面の欄内に「三宅」と記載されている一方、投票用紙の右上に、右肩上がりの方向に1センチほどの長さで不要な線が引かれている。氏名を記載する欄からは大きく外れているものの、線の太さ、強さはさほど強くないことから、符号、暗号等の意識的な記載ではなく、不用意に筆具の先端が触れてできたものと推認し、三宅しづお候補に対する有効な投票と判断した市委員会の決定に誤りはないものと解する。

- 3 以上の結果から、選挙会で決定された三宅しづお候補の得票数1,030票及び三谷まさし候補の得票数1,029.673票は、いずれも異動はなく、申立人の得票数は最下位当選人三宅しづお候補の得票数を下回ることとなるので、原決定の取消し及び三宅しづお候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成30年6月1日

香川県選挙管理委員会委員長 白井 敏雅

教示

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服がある者は、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、高松高等裁判所に訴訟提起することができる。

別記1

1
こう ほ しや し めい 候 補 者 氏 名
三 爺 つ よ し

別記2

2-1	2-2	2-3	2-4
こう ほ しや し めい 候 補 者 氏 名	こう ほ しや し めい 候 補 者 氏 名	こう ほ しや し めい 候 補 者 氏 名	こう ほ しや し めい 候 補 者 氏 名
み た に ひ で き	田 中 まさし	たくま ひでき	たくま しん

別記2 (続き)

2-5	2-6	2-7	2-8
こう ほ しや し めい 候 補 者 氏 名	こう ほ しや し めい 候 補 者 氏 名	こう ほ しや し めい 候 補 者 氏 名	こう ほ しや し めい 候 補 者 氏 名

2-9	2-10	2-11	2-12 (表面)
こう ほ しや し めい 候 補 者 氏 名	こう ほ しや し めい 候 補 者 氏 名	こう ほ しや し めい 候 補 者 氏 名	こう ほ しや し めい 候 補 者 氏 名

別記2 (続き)

2-12 (裏面)	2-13
	<p>こう は しや し めい 候補者氏名</p>  <p>パンのひと</p>

※色素が薄いため謄写とする。

別記3

3-1	3-2
<p>候補者氏名</p> <p>三宅しそう</p>	<p>候補者氏名</p> <p>二宅</p>
<p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>三豊市議会議員選挙投票</p> <p>三豊市選管委員会印</p>	